

意見書案第4号

高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書

政府は、令和7年12月に高額療養費制度について、患者負担限度額の引上げを含めた見直し案を公表した。

1年前、当事者不在の突然の引上げ案に、多くの患者を始めとした国民から強い批判が上がったことから、政府は当事者の声を聞くとして引上げを凍結したものの、高市政権は僅か1年で新たな見直し案を公表したため、当事者からは怒りの声が上がっている。

今回の見直し案は、患者負担限度額について、年間上限額の新設、多数回該当での据え置き、年収200万円未満の低所得者における多数回該当の金額の引下げなど長期療養者に配慮しているが、同制度利用者の8割に当たる年間利用3回以下の患者にとっては最大37%の負担限度額の引上げになる。

物価高騰などの影響で実質賃金が低下する中、同制度を利用する患者の多くは休業や就労制限を余儀なくされており、開業医の全国団体が行った患者影響調査においても、経済的な余裕が全くない現状や制度利用経験者の7割近くが受診抑制の考えを示していることが浮き彫りになっており、同制度の見直しが実施された場合、制度を利用する多くの患者の受診抑制につながる大きな危険がある。

また、政府は患者負担限度額の引上げの理由として、制度の持続可能性や応能負担を挙げるが、応能負担は税金や社会保険料の負担にこそ適用されるべきで、患者に応能負担を求めることは治療中断による重症化や生命の危機を招くおそれがあり、国民皆保険の概念とも相いれない。

よって、国におかれては、高額療養費制度の患者負担限度額の引上げを撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣